

令和5年度

(2023年度)

男女共同参画推進事業

報告書

泉佐野市 市民協働部 人権推進課

いずみさの女性センター

目 次

I	泉佐野市男女共同参画施策の概要	P 1
1.	目的	P 1
2.	担当課	P 1
3.	拠点施設	P 1
4.	職員構成	P 1
5.	推進計画	P 2
6.	庁内推進組織	P 2
7.	諮問機関	P 2
8.	施設の利用状況	P 2
II	男女共同参画推進のあゆみ	P 5
III	事業の実施状況	P 12
1.	学習事業	P 12
2.	交流事業	P 25
3.	広報・啓発事業	P 27
4.	情報収集・提供事業	P 30
5.	グループ活動の支援	P 30
6.	相談事業	P 31
7.	その他	P 31
	(参考資料)	
	泉佐野市男女共同参画まちづくり条例	P 35
	泉佐野市男女共同参画審議会規則	P 38
	泉佐野市男女共同参画推進会議設置要綱	P 40
	いずみさの女性センター要綱	P 42
	グループ登録についての規定	P 44
	いずみさの女性センターネットワークグループ一覧	P 45
	いずみさの女性センターネットワーク会則	P 46

I 泉佐野市男女共同参画施策の概要

1. 目的

泉佐野市におけるジェンダー平等社会の実現
（「第3次 泉佐野市男女共同参画推進計画」より）

2. 担当課

市民協働部 人権推進課

〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目1番1号 ☎072-463-1212

3. 拠点施設

いずみさの女性センター

〒598-0005 泉佐野市市場東1丁目2番1号

レイクアルスタープラザ・カワサキ（泉佐野市立）生涯学習センター1階

TEL&FAX 072-469-7125

E-mail hitohito@city.izumisano.lg.jp

4. 職員構成（R5.4.1現在）※人権推進課のうち、男女共同参画を担当する職員

市民協働部	人権推進担当理事	1名	
人権推進課	課長	1名	
〃	課長代理	1名	
〃	係長	1名	……女性センター担当
〃	主任	1名	…… 〃
〃	会計年度職員	1名	…… 〃

5. 推進計画

いずみさの女性プラン21

計画期間 1991（平成3）年12月5日～2001（平成13）年3月31日
策定年月日 1991（平成3）年12月5日

改定いずみさの女性プラン21

計画期間 1998（平成10）年11月～2002（平成14）年3月31日
策定年月日 1998（平成10）年11月改定

泉佐野市男女共同参画すいしん計画

計画期間 2002（平成14）年4月1日～2012（平成24）年3月31日
策定年月日 2002（平成14）年3月29日

改訂泉佐野市男女共同参画すいしん計画

計画期間 2007（平成19）年4月1日～2012（平成24）年3月31日
策定年月日 2007（平成19）年3月改訂

第2次いずみさの男女共同参画行動計画

計画期間 2012（平成24）年4月1日～2022（令和4）年3月31日
策定年月日 2012（平成24）年4月1日

第2次いずみさの男女共同参画行動計画改訂版

計画期間 2018（平成30）年4月1日～2022（令和4）年3月31日
策定年月日 2018（平成30）年3月改訂

第3次泉佐野市男女共同参画推進計画

計画期間 2022（令和4）年4月1日～2031（令和13）年3月31日
策定年月 2022（令和4）年3月

6. 庁内推進組織

泉佐野市男女共同参画推進会議（P40 要綱参照）

活動状況

・第3次泉佐野市男女共同参画推進計画 令和4年度進捗報告・令和5年度実施計画

7. 諮問機関

泉佐野市男女共同参画審議会（P38 規則参照）

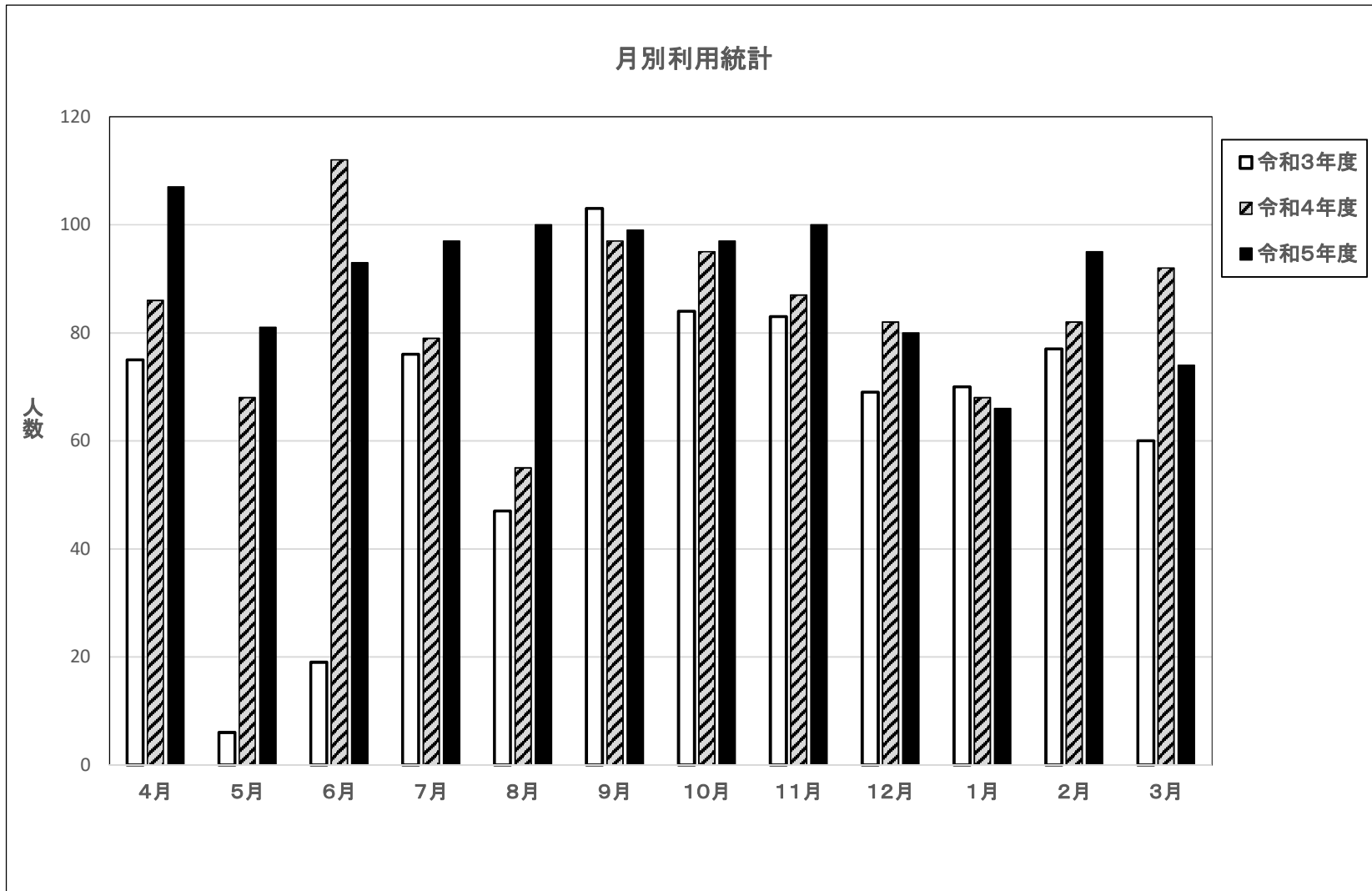
8. 施設の利用状況（次項参照）

年間利用者数	2,004人	〔	来館（女性）	1,036人
			来館（男性）	53人
			館外講座等来館以外の利用	915人

いずみさの女性センター利用者統計

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計	月平均		
		令和3年度	来館	74	6	19	73	47	99	80	81	58	68	60	52	717	60
	女性	1	0	0	3	0	4	4	2	11	2	17	8	52	4		
	男性	75	6	19	76	47	103	84	83	69	70	77	60	769	64		
	計	18	0	7	21	20	20	22	19	20	19	18	22	206	17		
	開館日数	0	0	3	3	2	5	4	4	3	4	3	2	3			
	女性平均	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0			
	男性平均	0	0	3	4	2	5	4	4	3	4	4	3	4			
	平均	75	6	-150	-53	-38	-54	-102	-58	-84	-91	-61	-128	-745	-62		
	前年比較			51						114	101			266			
	ゲストティーチャー							220						220			
	館外講座・研修	3	4	5	6	5	6	5	3	6	3	4	3	53			
	電話相談	3	4	56	6	5	6	225	3	120	104	4	3	539			
	計	78	10	75	82	52	109	309	86	189	174	81	63	1,308	109		
	合計	令和4年度	来館	84	58	97	76	53	93	88	85	74	63	77	78	926	77
	女性	2	10	15	3	2	4	7	2	8	5	5	14	77	6		
	男性	86	68	112	79	55	97	95	87	82	68	82	92	1,003	84		
	計	21	18	22	21	21	20	20	20	20	19	18	22	242	20		
	開館日数	4	3	4	4	3	5	4	4	4	3	4	4	4			
	女性平均	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			
	男性平均	4	4	5	4	3	5	5	4	4	4	5	4	4			
	平均	11	62	93	3	8	-6	11	4	13	-2	5	32	234	20		
	前年比較					123	167	143	104		84	173		794			
	ゲストティーチャー							201						201			
	館外講座・研修	5	3	5	4	5	4	4	4	4	4	4	5	51			
	電話相談	5	3	5	4	128	171	348	108	4	88	177	5	1,046			
	計	91	71	117	83	183	268	443	195	86	156	259	97	2,049	171		
	合計	令和5年度	来館	101	78	86	93	97	96	92	93	78	60	89	73	1,036	86
	女性	6	3	7	4	3	3	5	7	2	6	6	1	53	4		
	男性	107	81	93	97	100	99	97	100	80	66	95	74	1,089	91		
	計	20	19	22	20	22	20	20	20	20	19	19	21	242	20		
	開館日数	5	4	4	5	4	5	5	5	4	3	5	3	4			
	女性平均	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	男性平均	5	4	4	5	5	5	5	5	4	3	5	4	5			
	平均	21	13	-19	18	45	2	2	13	-2	-2	13	-18	86	7		
	前年比較			136	63	45	228	211	67	0	0	77	0	827			
	ゲストティーチャー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	館外講座・研修	9	6	8	6	9	13	7	9	7	8	4	2	88			
	電話相談(架電数)	9	6	144	69	54	241	218	76	7	8	81	2	915			
	計	116	87	237	166	154	340	315	176	87	74	176	76	2,004	167		
	合計																

いずみさの女性センター利用者統計



Ⅱ 男女共同参画推進のあゆみ

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
昭和 40 (1965)年			●「暴力排除都市宣言」
昭和 46 (1971)年			●「青少年を守る都市宣言」
昭和 50 (1975)年	○国際女性年 ○国際女性年世界会議(メキシコシティー)で「世界行動計画」を採択 ○第 30 回国連総会で 1976～1985 年を「国連女性の 10 年」と決定	○総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置 ○国際女性年記念日本婦人問題会議(総理府主)開催	
昭和 51 (1976)年	○「国連女性の 10 年」始まる ○ILO(国際労働機関事務局)に婦人労働問題担当室設置	○離婚の際、旧姓に復するか夫の姓を名乗るか自由選択できるなど、戸籍法改正	○女性問題担当窓口を労働部労働課に設置
昭和 52 (1977)年		○「国内行動計画」策定	○知事の諮問機関として「大阪府婦人問題推進会議」設置
昭和 53 (1978)年			●「人権擁護都市宣言」
昭和 54 (1979)年	○第 34 回国連総会で「女子差別撤廃条約」を採択		○「大阪府婦人問題推進会議」から知事へ「女性の地位向上に関する提言」提出 ○「大阪府婦人問題企画推進本部」設置
昭和 55 (1980)年	○「国連女性の 10 年」中間年 第 2 回世界女性会議開催(コペンハーゲン) ○「女子差別撤廃条約」署名式開催	○「女子差別撤廃条約」に署名 ○配偶者の相続分アップを内容とする改正民法成立	○女性問題の総合的な窓口として、企画部府民文化室に婦人政策係を設置 ○審議会への女性委員の登用目標率を 10%と設定
昭和 56 (1981)年	○「女子差別撤廃条約」発効	○「国内行動計画後期重点計画」を策定	○「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を策定
昭和 57 (1982)年			○企画部に婦人政策室設置
昭和 58 (1983)年			
昭和 59 (1984)年	○東京で「国連婦人の 10 年」E S C A P 地域政府間準備会議を開催	○父系血統主義から父母両系主義の立場をとる改正国籍法成立	
昭和 60 (1985)年	○「国連女性の 10 年」最終年 第 3 回世界女性会議(ナイロビ)で「2000 年に向けての女性の地位向上のための将来戦略」を採択	○生活保護基準額の男女差解消 ○女性の年金権を確立する国民年金法の一部改正 ○「女子差別撤廃条約」批准	
昭和 61 (1986)年		○「男女雇用機会均等法」施行 ○「婦人問題企画推進有識者会議」設置	○「21 世紀をめざす大阪府女性プラン」(第 2 期行動計画)策定 ○「大阪府女性問題懇話会」設置 ○「大阪府婦人関係団体会議」設置
昭和 62 (1987)年		○「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定 ○労働省「女子労働者福祉対策基本方針」を発表	○婦人政策課を企画部から生活文化部に移管

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
昭和 63 (1988)年			○審議会等への女性委員の登用 目標率を 20%に改定
平成元 (1989)年	○「子どもの権利条約」採択	○新学習指導要綱で中学・高校家 庭科の男女共修化	●企画課に女性政策担当を設置 ●泉佐野市女性問題懇親会およ び女性政策推進会議を設置
平成 2 (1990)年	○「ナイロビ将来戦略」の見直 し勧告		●「女性問題についての意識調 査」実施 ●女性問題つうしん「ふあいん 21」創刊
平成 3 (1991)年		○新国内行動計画第 1 次改訂 ○「育児休業等に関する法律」成 立 (1992 施行)	○大阪府女性問題懇話会「第 3 期 行動計画策定に向けての提言」 提出 ○「男女協働社会の実現をめざす 大阪府第 3 期行動計画—女と 男のジャンプ・プラン」策定 ●人権推進課に女性政策係を設 置 ●女性政策行動計画「いずみさ の女性プラン 21」策定
平成 4 (1992)年		○労働省「第二次女子労働者福祉 対策基本方針」策定	●「小・中学生の性別役割意識と 男女平等教育調査」実施
平成 5 (1993)年	○ウィーンで国連世界人権会 議開催、「ウィーン宣言及び行 動計画」採択 ○第 48 回国連総会で「女性に対 する暴力の撤廃に関する宣言」 採択	○「短時間労働者の雇用管理の改 善に関する法律」(パート労働 法) 成立・施行	○「男女協働社会の実現をめざす 表現の手引き」作成 ●「泉佐野市における部落差別撤 廃とあらゆる差別をなくすこ とをめざす条例」施行
平成 6 (1994)年	○国際家族年 ○国際人口・開発会議をカイロ で開催「カイロ宣言及び行動 計画」採択、	○総理府に男女共同参画室設置 ○「今後の子育て支援のための施 策の基本的方向について」(エ ンゼルプラン) 策定 ○「新ゴールドプラン」策定 ○「子どもの権利条約」批准	○府立婦人会館閉館 ○ドーンセンター(大阪府立女性 総合センター) 開館 ●「女性の生活と意識に関する調 査」実施 ●泉佐野市女性問題懇親会「女性 センター(仮称)建設について の基本的な考え方」提言提出
平成 7 (1995)年	○国際寛容年 ○第 4 回世界女性会議(北京) で「行動綱領」を採択 ○「国連人権教育の 10 年」始 まる	○育児・介護休業法成立・施行(一 部 1999 施行) ○ILO156 号条約(家族的責任 条約) 批准	
平成 8 (1996)年	○貧困撲滅のための国際年	○「人種差別撤廃条約」批准 ○優生保護法の改正・施行(母体 保護法) ○「男女共同参画 2000 年プラン」 を男女共同参画推進本部決定	○大阪府女性センター問題懇話 会「女と男のジャンプ・プラン 見直しに向けての提言」提出 ●女性の悩みの相談(面接)開始
平成 9 (1997)年		○「男女雇用機会均等法」改正 (1999 全面施行) ○女子保護規定廃止を含んだ「労 働基本法」改正 (1999 施行) ○育児・介護休業法改正 (1999 施 行)	○「男女協働社会の実現をめざす 大阪府第 3 期行動計画(改定)」 —「新 女と男のジャンプ・プ ラン」策定

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
平成 9 (1997)年		○「介護保険法」成立(2000 施行)	○「審議会等への女性委員の登用 推進要綱」策定 ●いずみさの女性センター開設
平成 10 (1998)年			○「大阪府女性労働対策推進計 画」策定 ●泉佐野市女性問題懇談会「いず みさの女性プラン 21 推進に向 けての提言」提出 ●「改訂いずみさの女性プラン 21」策定 ●いずみさの女性センターネッ トワーク設置
平成 11 (1999)年		○「児童買春、児童ポルノに係る 行為等の処罰及び児童の保護 等に関する法律」成立 ○男女共同参画社会基本法成立・ 施行 ○「重点的に推進すべき少子化対 策の具体的実施計画について」 (新エンゼルプラン) 策定	●「改定いずみさの女性プラン 21 実施計画」作成
平成 12 (2000)年	○国連特別総会「女性 2000 年 会議」(ニューヨーク)	○「ストーカー行為等の規則等に 関する法律」成立・施行 ○「児童虐待防止等に関する法 律」成立・施行 ○「男女共同参画基本計画」策定	○大阪府「女性に対する暴力」対 策会議設置 ●「改訂いずみさの女性プラン 21 進捗状況実施計画」作成
平成 13 (2001)年		○「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」 (DV防止法) 成立・施行(一 部 2002 年施行) ○男女共同参画会議発足 ○「男女共同参画週間」開始 ○「女性に対する暴力をなくす運 動」開始	○「大阪府男女共同参画計画」(お おさか男女共同参画プラン)策 定 ●「改定いずみさの女性プラン 21 進捗状況実施計画」作成 ●「泉佐野市女性問題懇談会」を 「泉佐野市部落差別撤廃人権 擁護審議会 男女共同参画推 進計画策定部会」に移行
平成 14 (2002)年			○「大阪府男女共同参画推進条 例」施行 ○大阪府男女共同参画苦情処理 制度開始 ●「泉佐野市部落差別撤廃人権擁 護審議会 男女共同参画推 進計画策定部会」解散 ●「女性政策推進会議」を「男女 共同参画推進会議」に改称 ●「泉佐野市男女共同参画すいし ん計画」策定 ●「改定いずみさの女性プラン 21 進捗状況」作成

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
平成 14 (2002) 年			●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 実施計画」作成
平成 15 (2003) 年		○次世代育成支援対策推進法成立・施行 ○少子化社会対策基本法成立・施行	●「女性政策係」を「男女共同参画係」に改称 ●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況実施計画」作成 ●女性のための電話相談開始
平成 16 (2004) 年		○「児童虐待防止等に関する法律」改正・施行 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)改正・施行 ○育児・介護休業法改正(2005 施行) ○児童福祉法改正・施行	●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況実施計画」作成 ●男女共同参画ゲストティーチャー登録及び派遣開始
平成 17 (2005) 年	○国連「北京+10」世界閣僚級会合(第 49 回国連婦人の地位委員会)をニューヨークで開催	○「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 ○男女共同参画基本計画(第 2 次)策定	○「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」設置 ○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況実施計画」作成
平成 18 (2006) 年		○男女雇用機会均等法及び労働基準法改正(2007 施行)	○「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)(改訂版)」策定 ●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況実施計画」作成 ●「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画」(改訂人ひとプラン)策定
平成 19 (2007) 年		○パートタイム労働法の改正(2007 一部施行 2008 施行) ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法改正)・(2008 年施行) ○「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	○「大阪府配偶者からの暴力防止及び被害者支援ネットワーク」設置 ●「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況」作成 ●「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画 実施計画」(改訂人ひとプラン)作成
平成 20 (2008)		○児童福祉法・次世代育成支援対策推進法の改正(2009 施行)他	○「企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業」創設

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
平成 20 (2008)年			●「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況・実施計画」(改訂 人ひとプラン)作成
平成 21 (2009)年	○女子差別撤廃委員会 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議 ○第6回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解	○男女共同参画シンボルマーク決定 ○「育児・介護休業法」の改正(2010年施行 他)	○「大阪府立女性総合センター(ドーンセンター)を「大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)に改称 ○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定 ●「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況・実施計画」(改訂 人ひとプラン)作成
平成 22 (2010)年	○国連「北京+15」世界閣僚級会合(第54回国際婦人の地位委員会)をニューヨークの国連本部にて開催	○男女共同参画会議「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ○「第3次男女共同参画基本計画」策定	●「改訂 泉佐野市男女共同参画すいしん計画 進捗状況・実施計画」(改訂 人ひとプラン)作成 ●泉佐野市男女共同参画市民意識調査実施
平成 23 (2011)年	○「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」発足		○「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)(2011-2015)」策定 ●「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会 第2次泉佐野市男女共同参画すいしん計画策定部会」を設置 ●「男女が元気でいきいき働く職場づくり」についての事業所アンケート調査実施
平成 24 (2012)年	○ラオス人民民主共和国ビエンチャン特別市において「第1回女性に関するASEAN閣僚級会合」開催	○女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において「『女性の活躍促進による経済活性化』」行動計画～働く『なでしこ』大作戦～」策定	○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(2012-2016)」策定 ●「第2次いずみさの男女共同参画行動計画」(第2次人ひとプラン)策定
平成 25 (2013)年		○若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平成26年1月施行)	
平成 26 (2014)年	○第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」閣議決定 ○「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置 ○「すべての女性が輝く社会づくり推進室」の発足	●「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会」にて「男女共同参画推進条例制定」の提言

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
平成 27 (2015)年	○第 5 9 回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合 ○第 3 回国連防災世界会議「仙台防災枠組」採択	○「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を閣議決定 ○「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	○OSAKA 女性活躍推進会議の設置 ●「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会」内に「泉佐野市男女共同参画推進条例策定検討委員会」設置
平成 28 (2016)年		○「育児・介護休業法」改正 (2017 年施行) ○「男女雇用機会均等法」改正 (2017 年施行)	○「おおさか男女共同参画プラン (2016-2020)」策定
平成 29 (2017)年			○「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 (2016-2020)」策定 ●「泉佐野市男女共同参画まちづくり条例」施行 ●「泉佐野市男女共同参画審議会」設置 ●「第 2 次いずみさの男女共同参画行動計画改訂版」(第 2 次人ひとプラン改訂版)策定
平成 30 (2018)年		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ○「セクシュアルハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生をうけての緊急対策～」の策定	
令和元 (2019)年	○W20 日本開催 (第 5 回 WAW! と同時開催)	○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正	
令和 2 (2020)年		○「第 5 次男女共同参画基本計画」策定	○大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申 ●泉佐野市男女共同参画市民・事業所意識調査実施
令和 3 (2021)年			○「おおさか男女共同参画プラン (2021-2025)」策定 ●「第 3 次泉佐野市男女共同参画推進計画」(第 3 次人ひとプラン)策定
令和 4 (2022)年			○「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 (2022-2026)」策定

年	世界の動き	日本の動き	大阪府・泉佐野市の動き (●は泉佐野市)
令和4 (2022)年		○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布(令和6年4月施行)	●「泉佐野市犯罪被害者等支援条例」施行
令和5 (2023)年		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(一部を除き令和6年4月施行)	●「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」の改定 ●「泉佐野市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の開始

Ⅲ 事業の実施状況

1 学習事業

1. 男性の参加も大歓迎!!
家計を助ける節約術
～知ってトクする節約のお話～…………… P 13
2. 初心者の参加も大歓迎!!
女性向けリラックスヨガ
♪自宅で簡単に続けられるヨガ♪…………… P 14
3. 男性向けヨガ教室
「腰痛・肩こりに効く整体ヨガ」…………… P 15
4. お父さんの参加も大歓迎!!
「災害時の親子クッキング」
～少量の水とエネルギーで、調理から片付けまでを実践～…………… P 16
5. お父さんの参加も大歓迎!!
親子クラフト「落花生アレンジ」…………… P 17
6. 【女性活躍推進月間】
アンコシャス・バイアス講座
～誰にでもある無意識の思い込みを発見しよう～…………… P 18
7. 「ゆるゆるリンパ体操」
～気力・体力・免疫力アップ～…………… P 19
8. IRISサイエンス・キャンパス
「スライムをつくろう」…………… P 20
9. 【児童虐待防止推進月間事業】
「子どもの性について正しい知識を学ぼう」
～大切な子どもたちを性暴力から守るためには～…………… P 21
10. 【女性に対する暴力をなくす運動期間事業】
【児童虐待防止推進月間事業】
【泉佐野市人権対策本部男女共同参画部会共同企画講座】
パープル&オレンジリボンの小物づくり
「羊毛で作るかわいいキーホルダー」…………… P 22
11. 東洋医学から見る
男性の更年期対処法…………… P 23
12. お父さんの参加も大歓迎!!
親子クッキング「手作りシュークリーム」…………… P 24

《報告》

タイトル	男性の参加も大歓迎!! 家計を助ける節約術 ～知ってトクする節約のお話～		
目的	<p>昨年から上昇し続ける物価。物の値段は止まる所を知りませんが、給料や公的年金は物価上昇を賄うほど上がっていないのが現状です。特に経済悪化の影響を受けやすい非正規雇用者や低所得者にとっては大きな痛手です。また、新型コロナウイルスの影響により経済的打撃を受けた方も多数おられます。このような物価上昇の中、経済的支援を目的とした上で、節約の術を学び家計の一助となるよう本講座を開催いたします。</p> <p>本講座は、ファイナンシャル・プランナーである渡邊有子さんを講師に迎え、家庭の固定費（光熱費や携帯電話料金など）の見直しや、ポイント活用の仕方など家計を助ける節約術等を学習する機会を提供します。また、講座名に「男性の参加も大歓迎!!」と付け、男性が参加しやすいように呼びかけ、女性センターの周知にも努めます。</p> <p>尚、本講座は第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（第3次人ひとプラン）の“社会活動の仕事のキャリアアップなど、女性の様々なチャレンジにつながる情報収集と発信、学習機会の提供”（Ⅰ-1-（3）-9）や市民と連携して、いずみさの女性センターに男性や若い世代の利用者を増やすための取組（Ⅲ-2-（1）-75）に位置づけられるものです。</p>		
日時	2023年4月22日（土）午前10時～12時		
申込開始	4月6日（木）	場所	生涯学習センター（講座室4）
定員	15名	一時保育	有り。若干名。3か月～就学前まで
対象	どなたでも	参加者	14名（男性2名、女性12名）
カリキュラム			
月日	テーマ及び内容		講師
4月22日（土） 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・はじめに（女性センターより） ・講義 内容：「家計を助ける節約術について」について ・質疑応答 		渡邊 有子さん （マイライフエフピー®認定講師）
備考	準備物：ノートパソコン、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボードマーカー 会場形態：教室型 持ち物：筆記用具		

《報告》

タイトル	初心者の参加も大歓迎!! ～女性向けリラックスヨガ～ ♪自宅で簡単に続けられるヨガ♪		
目的	<p>総務省の令和3年社会生活基本調査によると、女性が食事や育児に関わる時間は男性に比べて多いという結果が出ています。“ヨガを習ってみたいけれど、家事に追われて教室に通う時間がない。”そのような女性に自宅でも簡単に毎日できるリラックスヨガを指導していただきます。ヨガは、精神を落ち着かせ、日頃のストレスを解消する効果や疲労回復にも大変効果的です。リラックスヨガは、癒し効果を得ることが主な目的で、腹式呼吸を意識しながら簡単なポーズを取っていくため、運動が苦手な人や筋力に自信がない人でも、比較的取り組みやすいというメリットがあります。</p> <p>本講座では、女性を対象に初心者や運動が苦手な方でも気軽に参加出来て、また自宅で簡単に毎日取り組めるリラックスヨガを紹介していただきます。そしてヨガを通じて体も心もリフレッシュし、身体に溜まった毒素や老廃物を排出し、明日への活力を養っていただき、女性の生涯にわたる健康の保持・増進を支援します。</p> <p>なお、本講座は第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（第3次人ひとプラン）の“男女のライフステージや性差を踏まえた心身の健康維持支援、生活習慣病の予防のための施策の推進”（Ⅱ-2-(1)-46）に位置づけられるものです。</p>		
日時	2023年6月25日（日）午前10時～12時		
場所	レイクアルスターフザ・カサキ 生涯学習センター 4階 講座室1		
対象	女性	定員	12名
参加者	19名		
一時保育	有り。 若干名。3か月～就学前まで	申込開始	6月7日（水）～
カリキュラム			
日時	テーマ及び内容	講師	
6/25（日） 午前10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> ・はじめに（女性センターより） ・ヨガ講習（120分） ・アンケート記入 	<small>やまきまき ひろこ</small> 山崎 浩子さん （日本総合ヨガ普及協会指導師）	
備考	持ち物：タオル、水分補給用の飲料水、ヨガマット（ある人のみ）又はバスタオル ※参加者にはマスクを着用の上、運動できる服装でと呼びかけ		

《報告》

タイトル	男性向けヨガ教室 「腰痛・肩こりに効く整体ヨガ」		
目的	<p>筋肉をつけるためにジムに通う男性は多いですが、ヨガを行うことで全身の筋肉の筋トレ効果が見込めます。また男性は体が硬い傾向にありますが、ヨガを継続することにより徐々に体が柔軟になり、腰痛や肩こりも軽減され疲れも取れます。更に、整体ヨガを実践することで、骨盤や背骨を正しい位置に戻して身体の歪みを整えることができます。そのような腰痛・肩こりに効く整体ヨガを、今回は指導してもらいます。</p> <p>本講座では、初めての方でも気軽に参加できるよう対象を全男性とし、友人・職場の同僚等で誘い合い申込みしやすいようにします。また、ヨガやストレッチを通じて身体に溜まった毒素や老廃物を外に出し、身体の調子を整え心もリラックスし、明日への活力を養っていただきます。このような内容をもって、男性の生涯を通じた健康の保持・増進を支援します。</p> <p>尚、本講座は第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（第3次人ひとプラン）の“市民と連携して、いずみさの女性センターに男性や若い世代の利用者を増やすための取組”（Ⅲ-2-(1)-75）“男女のライフステージや性差を踏まえた心身の健康維持支援、生活習慣病の予防のための施策の推進”（Ⅱ-2-(1)-46）に位置づけられるものです。</p>		
日時	2023年6月29日（木）午前10時～12時		
場所	レイクアルスタープラザ・カサキ 生涯学習センター 4階 講座室1		
対象	男性	定員	12名
一時保育	有り。 若干名。3か月～就学前まで	申込開始	6月7日（水）～
参加者	7名		
カリキュラム			
日時	テーマ及び内容	講師	
6/29（木） 午前10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> ・はじめに（女性センターより） ・ヨガ講習（120分） ・アンケート記入 	<small>まるはし はるえ</small> 丸橋 温恵さん （日本総合ヨガ普及協会指導 師）	
備考	持ち物：タオル、水分補給用の飲料水、ヨガマット（ある人のみ）又はバスタオル ※参加者にはマスクを着用の上、運動できる服装でと呼びかけ		

《報告》

タイトル	お父さんの参加も大歓迎!! 災害時の親子クッキング ～少量の水とエネルギーで、調理から片付けまでを実践～		
目的	<p>平成30年9月4日大阪府に大被害をもたらした台風21号は、多くの家庭に停電や断水の事態を招きました。その後も日本各地で巨大台風や地震が発生しており、今後もその発生が予測されています。全ての人々が、災害発生時に慌てず対処し、災害から自分や家族を守る「防災力」を向上することは必須です。</p> <p>災害発生時、救援物資が到着するまでには数日を要するため、断水状態が続いた場合でも、少量の水とエネルギーで調理から片付けまでを行える方法を今回の講座で指導してもらいます。また、普段から一定量の食料を備蓄しておく「ローリングストック法」も合わせて学びます。講座のタイトルには、「お父さんの参加も大歓迎!!」を付け、性別役割分担意識が強いとされる男性にワーク・ライフ・バランスの考えに基づいた多様なライフスタイルの選択肢を啓発し、家庭・地域・職場において男女共同参画の意識の定着を目的とし開催します。</p> <p>これは、第3次泉佐野市男女共同参画推進計画の【基本課題 I-2-(1)-11「結婚・出産・子育て・介護などに前向きなイメージをもてるよう、市民を対象にしたワーク・ライフ・バランス啓発講座の実施」、Ⅲ-1-(3)-70「性別にとらわれず子どもの個性を伸ばす家庭教育の実践につながる学習機会の提供」、Ⅲ-2-(2)-76「生涯学習活動を通じて市民の男女共同参画意識が醸成されるような学習機会の提供」】に位置づけられる講座です。</p>		
日時	令和5年7月30日(日) 10時00分～13時30分		
申込期間	7月11日(火)～	場所	生涯学習センター(2階 料理室)
定員	5組(先着順)	一時保育	有り。若干名。3か月～就学前まで 場所：プレイルーム 利用者：2名(女児2名)
参加者	5組(小学生：女児3名・男児2名 保護者：女性4名・男性1名)		
対象	小学生と保護者	材料費	800円/1組(納入・キャンセルは7月21日(金)までに)
カリキュラム			
日時	テーマ及び内容		講師
7月30日 (日) 10:00～13:30	◇はじめに(女性センターについて、講座主旨説明) ◇講師紹介 ◇講座開始 ≪講演≫ ・材料、作り方の説明(災害時を想定し、全てポリ袋を使用し、少量の水とエネルギーで調理) ・ローリングストック法の説明 ≪実技≫ おにぎり(ふりかけ、海苔)、ウィンナー、温キャベツのシーチキンサラダ、切干大根と椎茸の煮物、蒸しパン(ドライフルーツ入り)、味噌汁 ≪お土産≫ 蒸しふきん1枚、調理用ナイロン袋1パック ≪交流≫ ・試食をしながら、参加者同士の交流 ・質疑・応答・アンケート記入 ◇片付け		料理指導： 神田 貴子さん (女と男のクッキングナイト) 協力： いずみさの女性センターネットワーク(IWN) グループのみなさん
備考	持ち物：エプロン・ふきん2枚・バンダナ・マスク 講演内容や準備物等については、講座当日までに都度打合せ等で調整予定。		

《報告》

タイトル	お父さんの参加も大歓迎!! 親子クラフト「落花生アレンジ」		
目的	<p>近年は、店舗やインターネット販売等で、簡単に必要な物が入手できる時代です。その反面、自分自身で創意工夫を凝らして物を制作する経験や、また物づくりの過程で興味深い発見に出会う機会は減少傾向にあります。それは子どもたちにおいても同様で、既製品で遊ぶ機会が増え、自分自身で物を制作し完成するまでの過程を見る機会が減少しているのが現状です。しかしそのことは、子どもの成長過程において、貴重な体験をもたらします。</p> <p>自分自身で物を作成することは、手先を動かすので自身の思考を働かせ、脳に刺激を与えることに繋がります。また、集中力も養われ、物が完成した時の達成感も同時に感じる事が出来る良い機会となります。</p> <p>本講座は、物づくりの楽しさを子どもに伝え、同時に親子で一緒につくることによって、スキンシップを図ります。特に、今回は父親の参加を呼びかけ、普段触れ合う機会が少ない親子にも枠を広げて実施します。この講座を通じて、男性の育児や家庭への参画を後押しし、各々が家庭・地域・職場でいきいきと過ごせる「ワーク・ライフ・バランス」という考え方を周知することを目的とします。</p> <p>本講座は、「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画」基本課題I-2-(1)-11「結婚・出産・子育て・介護などに前向きなイメージをもてるよう、市民を対象にしたワーク・ライフ・バランス啓発講座の実施」、基本課題I-4-(2)-27「父親対象の子育て講座や交流機会を拡充して、父親の仲間づくりの支援」に位置づけられるものです。</p>		
日時	令和5年8月5日（土）10時00分～12時00分		
申込開始	7月11日（火）～	場所	レイクアルスタープラザ・カサキ生涯学習センター（2階 講座室4）
定員	10組（先着順）	一時保育	有り。若干名。3か月～就学前まで
対象	小学生以上と保護者	材料費	800円/1セット（材料費の納入・キャンセルは7月28日（金）まで）
参加者	5組（小学生：女児5名 保護者：女性3名・男性2名）		
カリキュラム			
日時	テーマ及び内容		講師
8月5日（土） 10:00～12:00	◇はじめに（女性センターについて、講座主旨について） ◇講師紹介 ◇講座開始 ・落花生アレンジ ◇質疑・応答 ◇アンケート記入		講師：山崎 澄子さん （Heart工房 Cha-Cha クラフト作家）
備考	持ち物：なし 準備物：ホワイトボード用のマーカー		

≪報告≫

タイトル	<p>～女性活躍推進月間～ 「アンコンシャス・バイアス講座」 ～誰にでもある無意識の思い込みを発見しよう～</p>		
目的	<p>「料理は女性の得意分野?」「理数系のクラスは男子が多い?」など、自分では気づかない無意識の偏見や思い込みが誰にでもあると思われれます。それは各人の価値観や過去の経験等に起因して発生したもので、それを「アンコンシャス・バイアス」といいます。そんな無意識の偏見は、普段の会話や職場での一場面に多く見受けられます。</p> <p>「アンコンシャス・バイアス」は誰にでも存在するものですが、存在自体が悪いわけではありません。「決めつけ」や「押しつけ」が、無意識のうちに相手を傷付けていたり、人権を侵害していることが問題だと思われれます。</p> <p>本講座では、ワーク&ライフキャリアコンサルタントである戎多麻枝さんを講師に迎え、テーマに関心のある方を対象に、無意識の思い込み「アンコンシャス・バイアス」を発見し、自身の行動を振り返り、相手を尊重する心の姿勢を持つ機会を提供します。そしてその学習により、皆互いに個性を認め合う「男女共同参画社会」及び誰もが人権を尊重される「ジェンダー平等意識」についての周知に努めます。</p> <p>なお、本講座は第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（第3次人ひとプラン）の【基本課題Ⅰ-1-(3)-9「社会活動や仕事のキャリアアップなど、女性の様々なチャレンジにつながる情報収集と発信、学習機会の提供」、Ⅲ-2-(1)-75「市民と連携して、いずみさの女性センターに男性や若い世代の利用者を増やすための取組」、Ⅲ-2-(2)-76「生涯学習活動を通じて市民の男女共同参画意識が醸成されるような学習機会の提供」、Ⅲ-2-(2)-77「市民の主体的な生涯学習活動がジェンダー平等の視点に立って取り組まれるような啓発】に位置づけられる講座です。</p>		
日時	2023年9月2日（土）午前10時～12時		
申込期間	随時	場所	レイクアルスタープラザ・カワサキ生涯学習センター（2階 講座室4）
定員	15名	一時保育	有り。若干名。3か月～就学前まで
対象	テーマに関心のある方		
参加者	10名（男性1名、女性9名）		
カリキュラム			
月日	テーマ及び内容	講師	
9月2日（土） 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・はじめに（女性センターより） ・講義内容： ・質疑応答 	えびす たまえ 戎多麻枝さん （エビタスキャリア代表） ワーク&ライフキャリアコンサルタント	
備考	準備物：ノートパソコン、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボードマーカー 会場形態：教室型 講師送迎：必要 持ち物：筆記用具		

《報告》

タイトル	ストレスや冷えを解消！ 身体の固い方や男性の参加も大歓迎 !! 「ゆるゆるリンパ体操」～気力・体力・免疫力アップ～		
目的	<p>厚生労働省の令和元年国民健康・栄養調査結果によると、運動習慣改善の意思について、「関心はあるが改善するつもりはない」と回答した者の割合が最も高く、男性で 23.9%、女性で 26.3%であります。この結果からも分かるように、関心はあるものの即座に行動には移せていないのが現状です。誰しも年齢を重ねると、筋力や免疫力の老化が始まり、自律神経は乱れ認知症を発症する危険もはらんでいます。その様な状態を事前に予防し、“自分の身体は自分で守る”その気づきが必要ではないかと考えたのが、今回の講座開催の目的です。</p> <p>本講座では、全ての方を対象に身体の固い方や体力に自信がない方でも気軽に参加出来る「ゆるゆるリンパ体操」を山口弥代生先生に紹介していただきます。この体操は、自分の力や自律神経を整える呼吸に合わせながら、ツボやリンパ節に働きかけ、身体の緊張をほぐします。柔軟、ストレッチ、軽い筋トレを行い、身体だけでなく、心の持ち方も前向きな自分を目指します。そしてこの体操を通じて身体も心もリフレッシュし、体内の毒素をリンパ節へと流し明日への活力を養っていただき、生涯にわたる健康の保持・増進を支援します。</p> <p>なお、本講座は第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（第3次人ひとプラン）の“男女のライフステージや性差を踏まえた心身の健康維持支援、生活習慣病の予防のための施策の推進”（Ⅱ-2-(1)-46）、“生涯学習活動を通じて市民の男女共同参画意識が醸成されるような学習機会を提供”（Ⅲ-2-(2)-76）に位置づけられるものです。</p>		
日時	2023年10月15日（日）午前10時～12時		
場所	レイクアルスタープラザ・カサキ 生涯学習センター 1階 多目的室		
対象	テーマに関心のある方	定員	30名
一時保育	有り。 若干名。3か月～就学前まで	申込開始	9月8日（金）～
参加者	31名（男性2名、女性29名）		
カリキュラム			
日時	テーマ及び内容	講師	
10/15（日） 午前10時～12時	<ul style="list-style-type: none"> ・はじめに（女性センターより） ・ゆるゆるリンパ体操講習（120分） ・アンケート記入 	<small>やまぐち やよい</small> 山口 弥代生さん （Yayoi アロマリンパ体操教室主宰 リンパケアセラピスト）	
備考	持ち物：タオル、水分補給用の飲料水、ヨガマット又はバスタオル 靴下やレッグウォーマー（冷えが気になる方） ※参加者には、動きやすい服装でと呼びかけ		

《報告》

タイトル	IRISサイエンス・キャンパス 「スライムをつくろう」		
目的	<p>第5次男女共同参画社会基本計画では、科学技術・学術における男女共同参画を推進していくことが明記されています（第4分野）。現在、研究職・技術職に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、諸外国に比べいまだ低水準にとどまっており、科学技術・学術活動に従事する女性の活躍を一層加速していく必要があります。国は女性研究者支援のため、大阪公立大学に女性研究者支援センターを設置しました。そのセンターの呼びかけで結成されたのが、大阪公立大学理系女子大学院生のチーム“IRIS（アイリス）”で、実験ワークショップを通して地域の小・中・高校生に科学の楽しさを広める活動をしています。</p> <p>本講座では、児童の興味を誘うような楽しい実験ワークショップを親子で参加してもらうことで子どもと過ごす時間をつくります。また、グループワークにより参加者同士の交流を深める機会をつくります。そして、IRISメンバーが現在取り組んでいる研究、理系を選択するきっかけとなった体験などについて話を聞いてもらい、理系をめざす女子学生のロールモデルを示すとともにエンパワメントの機会とします。</p> <p>なお、この講座は第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（第3次人ひとプラン）の仕事と家庭生活の両立支援（Ⅰ-2-（1）-11）、家庭・地域におけるジェンダー平等意識の浸透（Ⅲ-1-（3）-70）、男女共同参画の視点に立った学習機会の提供（Ⅲ-2-（2）-76）男女共同参画に関する調査・研究・情報収集と発信（Ⅲ-2-（2）-79）に位置づけられるものです。</p>		
日時	令和5年11月5日（日）10時～12時		
会場	レイクアルスタープラザ・カワサキ生涯学習センター（講座室4）	定員	10組
申込	10/12（木）～ 材料費の納入・キャンセルは10/31（火）まで	一時保育	あり。若干名。3か月～就学前 場所：プレイルーム 利用者：1名（男児）
対象	小学生と保護者	材料費	600円（1個）
参加者	6組（児童：女児4名・男児4名 保護者：女性6名）		
カリキュラム			
日時	テーマ及び内容	講師	
令和5年 11月5日 （日） 午前10:00 ～ 12:00	<ul style="list-style-type: none"> ◆女性センター・IRISの自己紹介（8分） ◆実験の手順説明（15分） ◆実験（60分） ◆実験のしくみ説明（10分） ◆質疑応答（10分） ◆アンケート記入（10分） 	坂本 沙優さん 松浦 真央さん 山岡 里帆さん （大阪公立大学理系女子大学院生チーム IRIS（アイリス））	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者持ち物：筆記用具 ・大阪公立大学女性研究者支援室との共催 		

《報告》

タイトル	【児童虐待防止推進月間事業】 「子どもの性について正しい知識を学ぼう」 ～大切な子どもたちを性暴力から守るためには～		
目的	<p>「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」報告書（令和4年3月内閣府男女共同参画局）によると、強制性交等罪の認知件数(1,655件)の内、被害者が20代以下は8割以上、10代以下も4割以上を占めています。また、子ども・若者が被害者となる認知件数は増加傾向にあり、0-12歳では、2018年に比べ1.4倍以上となっています。さらに、被害にあった子どもたちの半数以上はどこ(だれ)にも相談していない結果が出ており、「異性と会うのが怖い」「誰も信じられない」「夜、眠れなくなった」など身体的及び精神的苦痛を経験しています。</p> <p>大切な子どもたちを様々な性暴力から守るためには、まず大人が性についての正しい知識を身に付けることから始まると考えられます。本講座では、第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（第3次人ひとプラン）の基本目標「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶」に基づき、講座開催月が児童虐待防止推進月に該当しますので、子どもの性教育や性暴力に特化した学びの機会を提供します。</p> <p>なお、本講座は第3次泉佐野市男女共同参画推進計画の、暴力を許さない社会意識の浸透（Ⅱ-1-(1)-32・33・34）、相談支援体制の充実（Ⅱ-1-(2)-35・37）、性暴力の予防と被害者支援（Ⅱ-1-(4)-43・44・45）や性差に配慮した健康課題への対応（Ⅱ-2-(1)-46）、性と生殖に関する健康と権利の浸透（Ⅱ-2-(2)-48）、男女共同参画の視点に立った広報・啓発活動の充実（Ⅲ-1-(1)-72）に位置づけられるものです。</p>		
日時	令和5年11月18日（土）午前10時～12時		
場所	レイクアルスタープラザ・加賀生涯学習センター 2階 講座室（4）		
対象	どなたでも	定員	15名
参加者	1名（女性1名）		
一時保育	有り。若干名。3か月～就学前まで	申込期間	随時
カリキュラム			
日時	テーマ及び内容		講師
11月18日 （土） 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・はじめに（いずみさの女性センターより） ・講義内容：子どもの性について （大切な子どもを性暴力から守る） ・質疑応答 		講義講師：松本 聖香 さん （ウィメンズセンター大阪スタッフ・女性のからだと性に関する電話相談員）
備考	準備物：ノートパソコン、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボードマーカー 会場形態：教室型 講師送迎：なし 持ち物：筆記用具		

《報告》

タイトル	女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）事業 児童虐待防止推進月間事業 泉佐野市人権対策本部男女共同参画部会共同企画講座 パープル&オレンジリボンの小物づくり 「羊毛で作るかわいいキーホルダー」		
目的	<p>夫やパートナーからの暴力、性犯罪、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為、売買春などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、決して許されるものではありません。本市でも、男女共同参画社会を形成していくうえで克服しなければならない重要な課題として「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画」の基本課題に「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶」を掲げ取り組んでいます。また近年ではSNSの普及により、その被害は多様化、低年齢化する傾向です。</p> <p>11月12日～25日は女性に対する暴力をなくす運動期間（11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」）です。紫色のリボンを身に着けて、この運動の趣旨に賛同を表明します。また暴力にさらされている女性に対して「あなたは一人ではないよ！」との激励のメッセージにもなります。そしてさらに11月は、「児童虐待防止推進月間」でもあり、オレンジ色のリボンを身に付けることで、虐待防止活動にも同時に賛同を表明します。</p> <p>本講座は、女性に対する暴力をなくす運動期間事業、そして児童虐待防止推進月間事業として位置づけ実施します。パープル&オレンジリボンに関連した小物づくりを通して女性や子どもに対する暴力をなくす運動期間の周知や暴力（DV）についての啓発を行い、参加者自身に暴力について考えてもらう機会をつくります。</p> <p>なお、当該事業は、第3次泉佐野市男女共同参画推進計画の暴力を許さない社会意識の浸透（Ⅱ-1-(1)-32、33、34）や相談支援体制の充実の（Ⅱ-1-(2)-35）、男女共同参画の視点に立った広報・啓発活動の充実（Ⅲ-2-(1)-72）に位置づけられる講座です。</p>		
日時	令和5年11月24日（金）午後1時～3時		
場所	泉佐野市立生涯学習センター 2階 講座室（4）		
対象	どなたでも	一時保育	有り。若干名。3か月～就学前まで
定員	15名	申込開始	11月7日（火）～
参加者	9名（女性：6名、男性：3名）		
受講料	無料	材料費	600円（納入又はキャンセルは11月18日（土）まで）
カリキュラム			
日時	テーマ及び内容		講師
11月24日（金） 13:00～15:00	本事業の趣旨説明、 パープル&オレンジリボンの小物づくり 「羊毛で作るかわいいキーホルダー」		山崎 澄子さん （Heart 工房 Cha-Cha・クラフト作家）
備考	泉佐野市人権対策本部男女共同参画部会共同企画です。また、いずみさの女性センターネットワーク（IWN）の協力により実施します。 持ち物：なし		

《報告》

タイトル	東洋医学から見る 「男性の更年期対処法」		
目的	<p>更年期の不調は女性だけのものではありません。「疲れがとれない」「意欲がわかない」などの症状があらわれる男性の更年期障害は、個人差が大きいうえに、体と心の不調が起こっても、「年のせい」「ただの疲れ」と見逃されがちです。</p> <p>また、最近は男性にも更年期が生じることがテレビや新聞、インターネットなどで徐々に知られるようになってきました。しかし、女性の更年期のように詳しく知る機会が少ないように思われます。</p> <p>そこで、市民のみなさまに詳しく知っていただく機会として本講座を開催します。</p> <p>本講座は、鍼灸師であるAKEMIさんを講師に迎え、男性更年期の症状や東洋医学の観点から男性更年期の不調を緩和させる対処法を学習し、実際に不調に効くツボ押し等も実践で学びます。</p> <p>また、本講座の対象は男性に限らず、テーマに関心のある方全員に広げて、心身の変化を正しく理解し、今後の健康づくりについて考える機会をつくります。</p> <p>なお、本講座は「第3次泉佐野市男女共同参画推進計画（第3次人ひとプラン）」の“男女のライフステージや性差を踏まえた心身の健康維持支援、生活習慣病の予防のための施策の推進”（Ⅱ-2-(1)-46）や“市民と連携して、いずみさの女性センターに男性や若い世代の利用者を増やすための取組”（Ⅲ-2-(1)-75）に位置づけられるものです。</p>		
日時	2024年1月13日（土）午前10時～12時		
申込開始	随時	場所	生涯学習センター（講座室4）
定員	15名	一時保育	有り。若干名。3か月～就学前まで
参加者	7名（女性：1名、男性：6名）		
対象	テーマに関心のある方		
カリキュラム			
月日	テーマ及び内容		講師
1月13日（土） 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・はじめに（女性センターより） ・講義 内容：「東洋医学から見る 男性の更年期対処法」について ・質疑応答 		AKEMIさん（鍼灸師）
備考	準備物：ノートパソコン、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボードマーカー 会場形態：教室型 持ち物：筆記用具		

《報告》

タイトル	お父さんの参加も大歓迎!! 親子クッキング「手作りシュークリーム」		
目的	<p>本講座は、男女共同参画周知の一環として開催します。</p> <p>男女共同参画社会の実現には、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が不可欠です。誰もが、子育てや介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、公正な処遇が確保されていることが大切です。組織立った取組みが必要なことはもちろんですが、「男は主に仕事、女は主に家事」という性別役割分業に囚われない意識を個々が持つことも大切です。</p> <p>最近では、スイーツ好きな男性も増え、更には自分で作る人もいます。男性に自分の好きな物を作ることから徐々に家事に興味をもってもらい、今回は特に父の参加を呼びかけ親子の触れ合う機会を作り、本講座を通じて、男性の育児や家庭への参画を後押しし、各々が家庭・地域・職場でいきいきと過ごせる「ワーク・ライフ・バランス」という考え方を周知することを目的とします。これは、第3次泉野市男女共同参画推進計画の【基本課題 I-2-(1)-11「結婚・出産・子育て・介護などに前向きなイメージをもてるよう、市民を対象にしたワーク・ライフ・バランス啓発講座の実施」、I-4-(2)-27「父親対象の子育て講座や交流機会を拡充して、父親の仲間づくりの支援」、Ⅲ-1-(3)-70「性別にとらわれず子どもの個性を伸ばす家庭教育の実践につながる学習機会の提供」、Ⅲ-2-(2)-76「生涯学習活動を通じて市民の男女共同参画意識が醸成されるような学習機会の提供】に位置づけられる講座です。</p>		
日時	令和6年2月18日（日）10時00分～12時00分		
申込期間	1/12（金）～	場所	レイクアルスタープラザ・カサキ生涯学習センター（2階 料理室）
定員	5組（先着順）	一時保育	有り（3か月～就学前・若干名）
参加者	10組（児童：女児8名・男児3名 保護者：女性9名 男性2名）		
対象	小学生と保護者	材料費	700円/1組（納入・キャンセルは2月9日（金）までに）
持ち物	エプロン、バンダナ、ふきん2枚、持ち帰り用容器（30cm×30cm 10cmぐらいの大きさのもの）		
カリキュラム			
日時	テーマ及び内容		講師
2月18日 （日） 10:00～12:00	◇はじめに（女性センターについて、講座主旨について） ◇講師紹介 ◇講座開始 ≪講演・実技≫ ・材料、作り方説明 ・シュークリームづくり ◇片付け ◇質疑・応答 ◇アンケート記入		料理指導：木村 明美さん （生涯学習センター登録クラブ講師）
備考	講座内容等詳細については、講座当日までに調整予定。		

2 交流事業

1. ワイワイおしゃべりフェスティバル P 26

報告書

タイトル	2023 ワイワイおしゃべりフェスティバル VOL. 23 『う・ご・く』 ボチボチ・ゆっくり・楽しもう とまっていたは 始まらない「自分なりの動き方」をみつけよう～			
目的	いずみさの女性センターに登録するグループ（通称 IWN）による活動報告や発表の機会であり、いずみさの女性センター事業及び男女共同参画について市民に広く知ってもらうための催しである。また、開催に向けて運営段階も含みグループ間の交流を図る場ともなり、それぞれの能力を十分に発揮し認め合う人権尊重の意識啓発にも寄与する催しである。			
日時	令和5年8月26日（土） 13:00～15:30	場所	生涯学習センター多目的室	
定員	50名	一時保育	なし	手話通訳 なし
参加者	29名（女性28名・男性1名）			
カリキュラム				
時間	テーマ及び内容（予定）			担当
12:30	受付開始			受付：グーチョコキパー 司会：中村さん
13:00	開会 《人権推進課 課長 挨拶》			
13:15	① エンパワーズ(30分) 【ほめられたでのワークショップ】			照明：女性センター 音響：女性センター
13:45	② いちよう句会(10分) 【『う・ご・く』にちなんだ句の発表】			
13:55	③ グー・チョコキ・パー(15分) 【「頭と体を使って遊ぼう」手遊び&エプロンシアター】			
14:10	-休憩-(5分)			
14:15	④ ウィークエンドサロン(15分) 【心を動かされた映画の紹介】			
14:30	⑤ 女と男のクッキングナイト(10分) 【災害時の食事から一歩進んで】			
14:40	⑥ さくらダンス(15分) 【『恋の片道キップ』に乗って、一緒に体を動かしましょう】			
14:55	アンケート記入			
15:00	《記念写真撮影》終了			
15:10	アンケート、振返りシート回収			
15:20	片付け・終了			
備考	いずみさの女性センターネットワーク(IWN)との共催事業			

3 広報・啓発事業

1. 「いずみさの男女共同参画つうしん Fine」の発行

- (1) 発行回数 3回
- (2) 発行月 2023(令和5)年 8月 No.59
2023(令和5)年12月 No.60
2024(令和6)年 3月 No.61
- (3) 発行部数 2,100部 (No.59、60、61—各700部)
- (4) 仕様 A4版・4ページ・1色刷
- (5) 内容 No.59
- ・ジェンダー・ギャップ指数 日本125位
 - ・女性議員の比率、首長に占める女性割合、女性ゼロ議会
 - ・セミナー報告
 - ・おすすめ本紹介～新しい本が入りました！～
- No.60
- ・ワイワイおしゃべりフェスティバル
 - ・女性に対する暴力をなくす運動
 - ・いずみさの女性センター主催セミナー報告
 - ・職場体験 in いずみさの女性センター
- No.61
- ・みんなで目指す！SDGs×ジェンダー平等
 - ・災害対応力を強化する女性の視点
～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～
 - ・いずみさの女性センター主催セミナー報告

2. 出前講座及び市内事業所・団体への講師派遣 なし

3. 市内小学校へのゲストティーチャー派遣

- (1) ゲストティーチャー会議の開催 活動状況 12回
- (2) 2023(R5)年度実施一覧表(P28～29) 派遣回数 33回

2023(R5)年度 市内小学校へのゲストティーチャー派遣 実施一覧表

No.	開催日	テーマ等実施内容	時程	学校名	対 象	参加数
1	6月14日(水)	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ!女の子・男の子～	2時間目(45分)	日根野小	5年1組	34
2	6月14日(水)	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ!女の子・男の子～	3時間目(45分)	日根野小	5年2組	33
3	6月21日(水)	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ!女の子・男の子～	2時間目(45分)	日根野小	5年3組	35
4	6月21日(水)	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ!女の子・男の子～	3時間目(45分)	日根野小	5年4組	34
5	7月10日(月)	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう!自分の気持ち～	5時間目(45分)	北中小	6年1組	31
6	7月10日(月)	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう!自分の気持ち～	6時間目(45分)	北中小	6年2組	32
7	8月30日(水)	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン?～	1時間目(短縮40分)	北中小	4年1組	21
8	8月30日(水)	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン?～	2時間目(短縮40分)	北中小	4年2組	24
9	9月5日(火)	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン?～	2時間目(45分)	長坂小	3年1組	22
10	9月5日(火)	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン?～	3時間目(45分)	長坂小	3年2組	17
11	9月6日(水)	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ!女の子・男の子～	3時間目(45分)	長坂小	4年1組	33
12	9月7日(木)	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン?～	5時間目(45分)	大木小	4年1組	6
13	9月12日(火)	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう!自分の気持ち～	2時間目(45分)	長坂小	6年1組	24
14	9月12日(火)	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう!自分の気持ち～	3時間目(45分)	長坂小	6年2組	24
15	9月13日(水)	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン?～	3時間目(45分)	佐野台小	4年1組	28
16	9月14日(木)	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう!自分の気持ち～	3時間目(45分)	佐野台小	6年1組	16
17	9月15日(金)	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ!女の子・男の子～	1時間目(45分)	北中小	5年1組	18

2023(R5)年度 市内小学校へのゲストティーチャー派遣 実施一覧表

No.	開催日	テーマ等実施内容	時程	学校名	対 象	参加数
18	9月15日(金)	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ！女の子・男の子～	2時間目(45分)	北中小	5年2組	20
19	9月20日(水)	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ！女の子・男の子～	5時間目(45分)	佐野台小	5年1組	20
20	10月13日(金)	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ！女の子・男の子～	2時間目(45分)	第一小	5年1組	23
21	10月13日(金)	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ！女の子・男の子～	3時間目(45分)	第一小	5年2組	22
22	10月18日(水)	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう！自分の気持ち～	2時間目(45分)	日根野小	6年1組	34
23	10月18日(水)	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう！自分の気持ち～	3時間目(45分)	日根野小	6年2組	32
24	10月19日(木)	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう！自分の気持ち～	2時間目(45分)	日根野小	6年3組	31
25	10月19日(木)	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう！自分の気持ち～	3時間目(45分)	日根野小	6年4組	33
26	10月30日(月)	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン？～	2時間目(45分)	上之郷小	4年1組	18
27	10月30日(月)	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン？～	3時間目(45分)	上之郷小	4年2組	18
28	11月6日(月)	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう！自分の気持ち～	2時間目(45分)	上之郷小	6年1組	18
29	11月6日(月)	男女共同参画ゲストティーチャー ～伝えてみよう！自分の気持ち～	3時間目(45分)	上之郷小	6年2組	21
30	11月8日(水)	男女共同参画ゲストティーチャー ～何でもなれるぞ！女の子・男の子～	5時間目(45分)	上之郷小	5年1組	28
31	2月15日(木)	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン？～	2時間目(45分)	中央小	4年1組	26
32	2月15日(木)	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン？～	3時間目(45分)	中央小	4年2組	25
33	2月15日(木)	男女共同参画ゲストティーチャー ～それって・・・ヘン？～	4時間目(45分)	中央小	4年3組	26

4 情報収集・提供事業

1. 収集資料

図書	雑誌	DVD	CD
692冊	169冊	30枚	3枚

(令和6年3月末現在)

2. 利用状況

貸出冊数	貸出枚数(DVD)	延べ利用者数
72冊	0枚	42名

3. 常設展示

- ・いずみさの男女共同つうしん Fine
- ・いずみさの女性センター 講座案内

5 グループ活動の支援

1. グループ登録制度

男女共同参画社会の実現を目的とした活動を行うグループに対し、活動場所となる会場の使用料を補助する

いずみさの女性センター要綱(P42)参照

グループ登録についての規定(P44)参照

登録グループ数 6グループ

いずみさの女性センターグループ一覧(P45)参照

2. いずみさの女性センターネットワーク(IWN)会議

いずみさの女性センターを拠点として活動するグループの連携と相互理解を図る。

いずみさの女性センターネットワーク会則(P46)

(主な活動)

- ・いずみさの女性センターネットワーク(IWN)会議定例会議 年9回開催

6 相談事業

1. 女性のための面接相談

- (1) 日 時 不定期（夜間相談有）
- (2) 対 象 泉佐野市在住または在勤の女性
- (3) 方 法 予約制による面接相談（相談時間50分）
- (4) 実施状況 (P32)

2. 女性のための電話相談（第1～4水曜日）女性のための特設電話相談（第5水曜日）

- (1) 時 間 第1～4水曜日 午前10時～12時、午後1時～3時
- (2) 対 象 女性
- (3) 方 法 電話相談（相談専用電話番号 072-469-7402）
- (4) 実施状況 (P32)

3. 泉佐野市相談事業連絡会議

活動状況 定例会議（書面開催）1回

4. 女性のための特設法律相談（共催 国際ソロプチミスト大阪—りんくう） 3回

- （第1回）令和5年11月13日（田尻町）
- （第2回）令和6年1月17日（岬町）
- （第3回）令和6年2月3日（阪南市）

7 その他

・パープルリボン&オレンジリボンキャンペーン

（人権対策本部会議・男女共同参画部会が運営に参画）

参加人数 887人

泉佐野市「女性の悩みの相談」統計 (フェミニストカウンセラーによる面接相談)

年 度	相談内容(上段は主訴、下段は主訴以外)													※年 代							人数	新規 相談者	相談 終了者	相談 取消者	実施 回数
	生き方	親から	子から	夫 婦				親戚	地域	仕事	暴力	身体	その他	10	20	30	40	50	60	70 以上					
				離婚	浮気	育児	その他																		
R1年度	10 22	4 6	14 7	31 4	4 1	1 2	4 7	4 3	3 2	18 7	7 20	13 27	3 3	0	4	15	29	53	11	4	116	18	4	7	123
R2年度	12 14	4 9	5 11	20 11	2 2	0 2	7 15	7 2	4 1	14 7	16 28	13 16	4 1	0	2	24	25	50	6	1	108	16	7	15	123
R3年度	12 13	5 3	7 9	22 9	3 2	0 2	10 12	3 4	2 3	7 24	15 42	21 23	7 5	0	1	23	27	50	8	5	114	12	10	9	123
R4年度	14 26	5 5	13 16	7 7	5 3	1 3	10 15	9 5	0 1	13 8	14 16	17 17	5 5	0	1	23	18	43	16	12	113	15	4	19	132
R5年度	22 38	8 5	5 18	10 10	0 1	3 2	7 7	7 13	4 3	18 22	7 15	12 18	4 4	0	0	10	38	51	3	5	107	11	2	1	107

泉佐野市「女性のための電話相談」統計 (女性電話相談員による電話相談)

年 度	相談内容(上段は主訴、下段は主訴以外)													※年 代								人数
	生き方	親から	子から	夫 婦				親戚	地域	仕事	暴力	身体	その他	10	20	30	40	50	60	70 以上	不明	
				離婚	浮気	育児	その他															
R1年度	3 1	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 1	0 0	0 0	0 0	1 0	1 0	0 0	0	0	4	7	22	2	3	8	46
R2年度	28 7	3 0	1 1	7 2	2 0	1 2	1 4	1 2	4 2	3 2	4 2	5 4	0 0	0	1	2	17	26	1	4	9	60
R3年度	14 5	2 1	3 2	2 4	0 3	1 1	3 7	1 0	2 2	5 3	8 7	6 8	5 3	0	0	6	16	21	7	0	1	51
R4年度	55 14	1 4	2 5	5 7	1 0	1 2	2 10	2 2	0 17	3 11	4 7	1 29	6 8	0	0	7	12	30	25	5	4	83
R5年度	61 19	1 4	2 1	2 1	0 0	0 0	3 4	4 4	2 10	6 3	1 4	2 22	4 9	0	0	2	16	28	36	4	2	88

いずみさの女性センター事務室 相談統計（面接相談）

年 度	相談内容(上段は主訴、下段は主訴以外)													※年 代							人数	
	生き方	親から	子から	夫 婦				親戚	地域	仕事	暴力	身体	その他	10	20	30	40	50	60	70 以上		不明
				離婚	浮気	育児	その他															
R1年度	10	1	3	1	0	0	0	0	1	0	2	0	1									
	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	3	3	1	1	0	1	0	1	12	2	2	19
R2年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
R3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R4年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
R5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

いずみさの女性センター事務室 相談統計（電話相談）

年 度	相談内容(上段は主訴、下段は主訴以外)													※年 代							人数	
	生き方	親から	子から	夫 婦				親戚	地域	仕事	暴力	身体	その他	10	20	30	40	50	60	70 以上		不明
				離婚	浮気	育児	その他															
R1年度	15	1	5	4	0	0	0	0	5	0	4	4	0									
	5	0	2	4	0	0	0	2	3	0	4	13	0	0	0	1	0	3	21	3	10	37
R2年度	2	2	0	3	0	1	0	1	0	0	0	0	1									
	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	1	7	10	
R3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1									
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
R4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R5年度	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	1	0	0									
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4

参 考 资 料

泉佐野市男女共同参画まちづくり条例

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等という日本国憲法の基本理念を踏まえ、国際社会の動きと連動して男女平等の実現に向けた様々な取組を進め、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)が制定された。

泉佐野市においても、「いずみさの男女共同参画行動計画」を策定し、市民協働型事業をはじめ、各種の施策に取り組んできたところである。

しかしながら、少子化、ニート、引きこもり、シングルマザーの貧困、虐待、ドメスティック・バイオレンス等といった社会問題が次々と表面化している。これらの根本的な原因を解消し、真の男女平等の実現を図るためには、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女が性別による相違点を認め合うとともに、互いに尊重し、助け合うことが必要である。

ここに、男女共同参画のまちづくりに取り組むため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画に関する基本理念を定め、市、市民、事業者の役割を明らかにすることにより、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図り、もって誰もが生き生きと心豊かに暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び交際関係のある同居者を含む。以下同じ。)若しくは配偶者であった者又はこれらに準ずる親しい関係にある者が、その相手方に対し、身体的、精神的、性的又は経済的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動によりその者に不快感若しくは不利益を与えること又はその者の生活環境を害することをいう。

(4) マタニティ・ハラスメント 女性労働者が妊娠し、若しくは出産したことを理由に、その者に対して解雇その他の不利益な取扱いを行うこと又は妊娠若しくは出産を事由とした言動により、その者の就業環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別を理由とする差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を発揮する機会が確保されること、男女間の暴力的行為が根絶され

ること及びその他の人権が尊重されること。

(2) 男女が相互に協力し、社会と調和して子の養育、家族の介護その他の家庭生活における責任を果たし、家庭生活における活動と社会生活における活動を両立して行うことができるようにすること。

(3) 男女が、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。

(4) 男女が互いに身体的な特徴についての理解を深め、健康の保持を図り、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(5) 男女共同参画の推進に関する取組は、これまでの国内における取組と日本文化を尊重し、かつ多文化共生の視点を持って、国際社会における取組と協調して行われること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

3 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、市民及び事業者(以下「市民等」という。)と協力して男女共同参画の推進に取り組むものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において男女共同参画の推進に努めるとともに、職場における活動と家庭、地域等における活動を両立できる職場環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第 7 条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる権利侵害及び性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

(1) ドメスティック・バイオレンス

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) マタニティ・ハラスメント

(4) 前3号に掲げるもののほか、性別を理由とする権利侵害

(公衆に表示する情報に関する留意)

第 8 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別を理由とする差別的取扱い又は男女間の暴力的行為を助長する表現その他の男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現

を行わないよう配慮しなければならない。

(推進計画の策定等)

第 9 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するため、男女共同参画推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、推進計画の策定に当たっては、泉佐野市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くとともに、市民等の意見が反映されるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前 2 項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(拠点施設の整備等)

第 10 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民等による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設の整備及び充実に努めるものとする。

(広報活動等)

第 11 条 市は、男女共同参画について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(調査研究)

第 12 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市民等に対する支援)

第 13 条 市は、市民等が実施する男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等及び相談)

第 14 条 市長は、男女共同参画の推進に関する苦情又は意見を受けたときは、必要に応じて、適切に処理するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、第 7 条に規定する性別による権利侵害その他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害についての相談を受けたときは、必要に応じて、関係機関と連携し、適切に処理するものとする。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(泉佐野市附属機関条例の一部改正)

2 泉佐野市附属機関条例(平成 12 年泉佐野市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。別表アの表に次のように加える。

25	泉佐野市男女共同参画審議会	男女共同参画の推進についての重要事項の調査審議に関する事務	10人
----	---------------	-------------------------------	-----

泉佐野市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、泉佐野市附属機関条例(平成12年泉佐野市条例第34号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、泉佐野市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 人権問題に関し精通する者
- (4) 公募した市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(関係者の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 泉佐野市情報公開条例(平成 11 年泉佐野市条例第 27 号)第 6 条各号に掲げる情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 審議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。

3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、市民協働部人権推進課において行う。

(委任)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日泉佐野市規則第 4 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

泉佐野市男女共同参画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画政策の総合的かつ効果的な企画及び推進を図るため、泉佐野市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な企画及び推進に関する事。
- (2) 男女共同参画に関する施策に係る関係部局間の連絡調整に関する事。
- (3) その他男女共同参画に関する事。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、推進会議の会議（以下「委員会会議」という。）の議長となり、会務を総理する。

- 2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会会議は、必要に応じて会長が招集する。

(幹事)

第6条 推進会議に常任幹事及び幹事（以下「幹事等」という。）を置く。

- 2 常任幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、本市職員のうちから市長が命じ、又は委嘱する。
- 4 幹事等は、推進会議の所掌事務について委員を補佐する。
- 5 委員会会議の準備その他必要があるときは、常任幹事及び関係幹事をもって、幹事会又は専門部会を行う。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民協働部人権推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（委員）

教育長
全部長級

別表2（常任幹事）

政策推進課長
行財政管理課長
自治振興課長
人事課長
農林水産課長
まちの活性課長
生活福祉課長
地域共生推進課長
介護保険課長
健康推進課長
国保年金課長
子育て支援課長
教育総務課長
学校教育課長
生涯学習課長
青少年課長
スポーツ推進課長

いずみさの女性センター要綱

(目的)

第1条 この要綱は、いずみさの女性センター（以下「センター」という。）の設置及び運営について必要な事項を定め、女性をとりまく諸問題の解決と、女性も男性も共に自立し、協力しあい、いきいきと暮らせる男女共同社会を形成することを目的とする。

(設置)

第2条 センターを次のとおり設置する。

名称 いずみさの女性センター

位置 泉佐野市市場東1丁目2番1号 泉佐野市立生涯学習センター内

(事業)

第3条 センターの行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 女性のための相談に関すること。
- (2) 女性問題に関する情報の収集、及び提供に関すること。
- (3) 女性問題解決、社会参画に向けての学習に関すること。
- (4) 自主グループ育成と活動支援に関すること。
- (5) 女性問題解決に向け諸問題の調査、研究に関すること。
- (6) その他第1条の目的を達成するために必要な啓発事業に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(利用時間及び休館日)

第4条 センターの利用時間及び休館日は次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは臨時に開館、又は休館することができる。

- (1) 利用時間 火曜日から土曜日は 午前9時から午後5時15分まで
- (2) 休館日
 - ア 日曜日
 - イ 月曜日
 - ウ 国民の祝日
 - エ その他 日曜日又は月曜日が祝日の場合は次の火曜日
 - オ 年末年始

(利用できる者)

第5条 センターを利用できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 泉佐野市内（以下「市内」という。）に住所を有する者又は市内に勤務する者
- (2) 市内の学校に在学する者
- (3) 前2号に規定する者を主な構成員とするグループ
- (4) 前3号のほか、市長が特に必要と認める者

(登録の申請)

第6条 前条に定めるグループでセンターで活動しようとする者は、センターグループ登録申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(登録の許可)

第7条 前条の申請を受けつけたときは、登録の適否を審査し、適当であると認めるときは、センターグループ登録書(様式第2号)を交付する。

2 前項のセンター登録書の有効期限は、申請日にかかわらず登録書に記載された年度末とする。

(利用の方法)

第8条 前条で認められたグループでセンターを利用しようとする者は、センター所定の利用届に必要事項を記入しなければならない。

(利用者の義務)

第9条 利用者は第1条の目的に違反してはならない。

- 2 利用者は人権推進課長の管理上必要な指示に従わなければならない。
- 3 利用者は、センターにおいて次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 営利を目的とした行為をすること。
 - (2) 危険を生ずるおそれのある物を持ち込むこと。
 - (3) 承認を受けていない施設を利用すること。
 - (4) 他の利用者又は近隣の迷惑となること。
 - (5) 前各号の掲げるもののほか、管理上支障があると認められること。

附則

この要綱は、平成9年5月16日から施行する。

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月28日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年1月11日から施行する。

グループ登録についての規定

平成18年4月28日
いずみさの女性センター
(泉佐野市人権推進課)

1. 登録条件

- (1) 男女共同参画社会実現に寄与する活動を行っていること。
- (2) 「いずみさの女性センター要綱」にある目的に沿った活動を行っていること。
- (3) グループ活動の継続が可能な人数で構成され、市内在住・在勤・在学者を含んでいること。
- (4) グループ員の募集は広く募集すること。
- (5) いずみさの女性センターネットワーク（以下IWNという）に加入し、定例会議及びIWN活動に参加すること。

2. 登録グループへの活動支援

登録を認定したグループに対して以下の活動支援を行う。

- (1) 活動場所となる会場使用料の一部補助。但し、場所は原則として生涯学習センター講座室等とし、月1回で原則4時間までとし、6か月分とする。
- (2) 活動に必要な情報の提供。

3. 申請手続き

- (1) 様式に基づき、申請書（様式第1号）、会員名簿を女性センターへ提出する。

4. グループ活動遵守事項

- (1) グループ活動は自主運営とする。
- (2) グループ活動を臨時に変更または取りやめる場合は、必ず連絡すること。
- (3) 使用する部屋の準備、片付け等は活動時間内でグループが行う。
- (4) グループ活動実施前に女性センターに申し出ること。また、活動実施後は活動報告書を提出すること。
- (5) 申請書に記載した事項に変更が生じた場合は速やかに届け出、女性センターの許可を得ること。
- (6) グループの解散等により登録を辞退する場合は女性センターに報告すること。

5. その他

- (1) グループ活動日が市主催事業及び生涯学習センタークラブ活動と重なった場合は、グループ活動日を振り替える。
- (2) その他上記に定めのない事項については、女性センターと協議の上決定する。

いずみさの女性センターネットワーク（IWN）グループ一覧

（50音順） 2023.4.1

No.	グループ名	人数	活動日	グループ紹介
1	いちよう句会	7	第2火曜日 午後	元気になる俳句入門講座の終了後にできたグループです。俳句づくりを通して、生き方や価値観、家庭や社会等の生活全般について振り返っています。また、鑑賞・選考・講評の句会形式により、お互いの個性・人格を尊重し合う男女共同参画の視点を広げたいと思います。
2	ウィークエンドサロン	10	第1土曜日 午後	H8「女性週間記念のつどい」映画「午後の遺言状」参加者からのグループ。女性問題や人権がテーマの映画鑑賞とディスカッションで、楽しみながら様々な問題について考える機会を得られるサロンです。
3	エンパワーズ	11	第1木曜日 午前	誰もが自分らしく生きることができ、お互いを認め合える社会づくりをめざし、その活動を広めるためのイベントや講座などの企画をプロデュースするグループです。
4	女と男のクッキングナイト	14	第1金曜日 夜	H8「料理から男女の役割分業意識を考える」の講座終了後にできたグループ。メンバーが交替で講師となり、ワイワイ楽しく料理をつくります。泉佐野特産の野菜や魚を材料にして、家庭用のレシピ作りに取り組んでいます。
5	さくらダンス	11	第4火曜日 午後	講座終了後にできたグループです。ダンスを通して心身のバランスを整え、生き生きと暮らせる健康づくりを目指します。無理なく音楽に合わせて体を動かし、和気あいあいな雰囲気の中で踊っています。
6	特定非営利活動法人 保育サポーター グー・チョコキ・パー	6	第2火曜日 午前 (奇数月)	H14「保育サポーター養成講座」の修了生でつくったグループ。メンバー全員、保育サポーターの資格を持っています。子育てを手助けする有償のボランティアで、子育て中のお母さん、お父さんの「ちょっと助けて!」の声に応じて、子どもさんを一時保育します。

いずみさの女性センターネットワーク会則

(名称)

第1条 本会は、いずみさの女性センターネットワーク（IWN）という。

(目的)

第2条 本会は、いずみさの女性センターを拠点として活動するグループの連携と相互理解を図り、いきいきと暮らせる男女共同参画社会を形成することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各グループ相互の連携、交流、情報交換活動
- (2) 男女共同参画社会づくりのための調査、研究、学習、啓発活動
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(組織)

第4条 本会は、本会の目的に賛同するグループで組織する。

(入退会)

第5条 本会に入会しようとするグループは「入会申込書」を提出し、代表者会議に於いて承認をうけなければならない。

- 2 本会を退会しようとするグループは「退会届」を提出し、代表者会議に於いて承認をうけなければならない。

(代表者の選出と任期)

第6条 本会に所属するグループは、代表者1名を推薦し、代表者は代表者会議を構成する。

- (1) 代表者の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 代表者に欠員が生じた場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、年6回とする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

- 2 代表者会議は、次の事項について審議し、出席者の過半数の同意をもって決定する。
 - (1) 運営・事業に関すること
 - (2) 会則の制定及び改正に関すること
 - (3) その他、代表者会議で必要と認めること

(事業年度)

第8条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、いずみさの女性センターに置く。

付則

この会則は、平成10年11月20日から施行する。

この会則は、平成30年10月16日から施行する。

令和5年度

(2023年度)

男女共同参画推進事業報告書

発行 令和5年(2024年)9月

泉佐野市 市民協働部 人権推進課

〒598-8550

泉佐野市市場東1丁目1番1号

TEL 072-463-1212